各種議案

指定管理者の指定（沼津市立あしたか学園）

沼津市立あしたか学園の指定管理者として、社会福祉法人輝望会理事長岩崎一雄を指定するものです。指定の期間は平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までです。

市道路線の変更

大手町地区第一種市街地再開発事業により、道路が新設されることなどに伴い、市道三七〇五号線の終点を道路法第十条第三項の規定により変更するものです。

沼津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

公共下水道事業の事業計画の変更による処理区域の拡大に伴い、当該事業に係る処理人口、処理区域面積及び一日最大汚水量について改めるものです。

沼津市駐車場条例の一部改正

沼津市営庁舎北駐車場を廃止するため、所要の改正を行うものです。この条例は、平成二十年四月一日から施行されます。

このほか、四件の議案が報告、可決されました。

議員派遣の件

大手町地区第一種市街地再開発事業の進捗状況を調査するため、十二月六日に大手町地区第一種市街地再開発事業施設建築物（大手町一丁目百番）へ十三名の議員を派遣することを十二月四日の本会議で決定しました。

選挙管理委員の選挙

平成十九年十二月二十日で任期が満了する選挙管理委員の後任として、岡一色在住の**青木陽子**（あおきようこ）氏、三園町在住の**小川良昭**（おがわよしあき）氏、下香貫在住の**古澤隆**（ふるさわたかし）氏、松長在住の**渡邉王雄**（わたなべきみお）氏が、それぞれ当選されました。

議会を傍聴してみませんか

市議会の活動を知っていただくためには、本会議の傍聴をお勧めします。

特に、一般質問が行われる日には、市政に対する熱心な議論が交わされることから、議会の動きを知る絶好のチャンスです。

傍聴はどなたでもできます。ぜひ、傍聴席に足を運んでみませんか。

市議会のあれこれ

定例会と臨時会はどう違うの？

○定例会とは

付議事件の有無にかかわらず、定例的に市長により招集される議会です。

一般質問を含め、議会の権限に属するすべてを審議することができます。本市では条例及び規則により、２月、６月、９月及び11月の年４回定例会を行うことを定めています。

○臨時会とは

必要がある場合に、特定の事件に限ってこれを審議するために市長または議長により招集される議会です。

あらかじめ付議する事件について告示する必要があり、一般質問を行うことはできません。必要があれば回数に制限なく招集することができます。

発行　沼津市議会
編集　議会だより編集委員会
〒410-8601 沼津市御幸町16番１号
TEL 055-934-4711　FAX 055-931-1226
E-mail:gikai-jim@city.numazu.shizuoka.jp
沼津市議会のホームページ
http://www.city.numazu.shizuoka.jp/sisei/g-sigiki/
で、平成19年第３回（11月）定例会までの本会議・全員協議会の会議記録が検索・閲覧できます。（定例会の内容については、上記ホームページで随時更新しています。）